

平成27年度 第6回 小平市男女共同参画推進審議会 会議要録

日時：平成28年2月9日（火）午後2時～4時20分

場所：中央公民館 講座室2

1 出席者

小平市男女共同参画推進審議会委員：8人

2 傍聴者

3人

3 会議資料

資料1 委員名簿

資料2 第2回学習会 要録

資料3 意見書（案）

4 内容

・配付資料の確認

5 議題（報告）

（1）第2回学習会（27.12.18）の振り返り

（2）意見書について

6 会議記録（要約）

議題（1）第2回学習会（27.12.18）の振り返り

⇒資料2：第2回学習会 要録

会 長：それでは、議題1の第2回学習会の振り返りについて、事務局から説明を。

事務局：資料2。

- ・学習会の第2回目になる。昨年12月18日に嘉悦大学経済経営学部の青山教授に、「女性が輝く社会とは？～男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍～」というテーマでお話をいただいた。専門は人事・労務管理で、働く女性の立場から、民間企業の具体的なデータをもとに研究されたお話をいただいた。
- ・はじめに、内閣府の第4次男女共同参画基本計画の基本的な考え方が発表されたところだったので、目指すべき社会として国が挙げた4点を示された。

- ・第1点目が、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に豊かで活力のある社会」。2点目が、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることの出来る社会」。3点目が、「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、及び家庭生活を送ることができる社会」。4点目が、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」、ということ。
- ・学習会では、第3点目の男性中心型労働慣行の変革、仕事と生活の調和、男女が共に充実した職業生活を送ることができる社会 についてとりあげる。政府の政策あるいは企業が打ち出している女性の活用策、企業内の人事制度、「男性中心型労働慣行」を少しずつ変える機会になるという意味で、非常に注目をされ期待を持って眺めている。安倍首相が成長戦略の中核として女性の活躍推進を非常に重要な政策として位置づけた。
- ・具体的には、内閣府が指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度にすることと、25歳から44歳の女性の就業率を73%にするという数値目標が設定されたということ。特に、今回の成長戦略の中で、女性の管理職比率を高めたいということがあり、現在は1%なので、経団連の大手企業・団体に女性役員を少なくとも1人は登用して欲しいと首相が直接申し出され、女性が幹部に登用されたというニュースが報道された。それでも、働く女性の中で輝いている女性はほんの一握りで、それ以外の大多数の女性たちは非常に厳しい状況で働いているという現実である。
- ・女性の活躍推進を全面に出すということの背景は何かと考えた時に、少子化で労働力人口が減少していることが大きい。女性の労働力がこれまで以上に必要とされている時代に入ってきたということである。
- ・「日本再興戦略」の中で3点を推進しようとしている。1点目が、女性の活躍推進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等。2点目が、女性のライフステージに対応した活躍支援。3点目が、男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備。これらの3点を推進するため、それぞれに施策が導入されることになっている。
- ・レジュメの2、働く女性の現状と課題について。日本の女性は第一子を妊娠し出産すると、約6割が仕事を辞めてしまう。辞める理由としては、勤務時間の問題、職場に両立を支援するような雰囲気がないということが大きい。育児休業制度があっても、取得したことにより不利益な扱いを受ける。例えば、降格、人事評価での差別というような事件が最近多く起こっていて、職場で両立を支援する雰囲気がないと、結局は辞めていかざるを得ない現状。また、大学を卒業した女性の就業率が、先進諸国に比べて極めて低いこと、

女性の能力を生かしきれていないということがいえる。

- ・ 2 番目が、非正規雇用への集中。非正規雇用者は、労働者の約 4 割。女性の場合は、働いている人の 56.7%が非正規のパート雇用など。
- ・ 3 点目が極端に低い管理職比率の検証、4 点目が男女間の賃金格差。パートを選ぶ女性もいるが、正規職を探したいと思っても、賃金格差が既にある。格差がない職業になかなか就けないというお話もされていた。
- ・ そのような状況の中で、「女性活躍推進法」が昨年 8 月に成立し、労働者 301 人以上の事業主は行動計画を策定することが義務付けられ、目標数値についても立てるように示された。
- ・ 最後に、女性が真の意味で活躍するための課題が 4 つある。「男女雇用機会均等法」という法律が既にあるが、それでも差別・格差が生まれているので、もう少し実効性のあるものにするために、改正に向けた議論を進めていく必要がある。2 つ目は、長時間労働の是正。3 つ目が就業継続のための取り組みについて考えたい。4 つ目は一旦辞めた女性が再チャレンジするための取り組みについて。

1 時間強の講義の後、質疑の時間を設けた。当日は審議会委員が 8 人と、男女共同参画推進委員会（市の課長級）のメンバーが 8 人参加した。活発に質疑が行われ、夫婦別姓、一億総活躍社会、税制改革とヨーロッパ、特にオランダ、フランスのワークシェアリングについて回答をいただいた。子育てに関するサポートでは、ヨーロッパとの比較研究があるが、なかなか取り入れるのは難しいという話があった。

- ・ 会長のまとめ。

男女参画に繋がっていく一番の原動力として、女性が仕事だけでなく、地域や様々な場所に力をつけて出ていくことが必要。それを男性もサポートして、女性が出やすいようにしていくということが大事。これから男女共同参画計画の策定に当たり、政策に出来るところ、進めていく部分も含めて、講師の話を参考に進めていきたいという話があった。

会 長 : 学習会では、青山先生が、働く女性の現状を整理して下さり、どういう取り組みをしていかなければいけないか、手際よく説明して下さいました。

審議会をどのように進めていくか、小平市がどうしていくか、ということも含めてご意見を。

委 員 : 本来なら、青山先生のゼミに入らないと聞けないお話だったと思う。次の機会があれば、出来れば小平市から報酬を出したほうがいいのではないかと思います。

会 長 : 今回の学習会は嘉悦大学と市の協働事業であり、嘉悦大学の教員には、大学から支出が出来ないというルールがあるためである。

委 員 : 委員は、民間会社の男女の差別など、一番直近で経験され、自ら変えられてきた。自分のよいと思う方向に模索されてきた経験をお話しいただくといいのではないか。起業されて頑張っておられるので、若い人や起業を考えている人の役に立つのではないか。

委 員 : 勉強会では、労働人口が非常に減っているの、女性が活躍しないと経済発展はないというところから始まっていた。労働条件等を考えると、非正規雇用者の占める仕事の割合がとても多く、非正規雇用者がいないと仕事が回らない。昔、外資系の保険会社に勤めており、フレックス制も導入していてとても先進的な会社だったが、8割が派遣社員だった。残りの2割が外国資本の正社員で、1年半ごとに部署替えがあり、全ての仕事出来るようにされている。そうすると、派遣社員がプロフェッショナルになるという面白い状況になり、実質、非正規雇用者で仕事が回っていた。保険会社だったので、97%くらいが女性で、管理職も女性が多く、働きやすく、正社員になる試験も時々あったが、正社員になってしまうと定時に帰れなかったり、夜シフトがあったりするの、派遣のまま残る方が多かった。それが、青山先生の話と合致していた。寿退社した時に、出産後に戻れると言われたが、元のポジションには戻れないので、1からもう一度と言われた。今思えば、なぜあの時辞めてしまったのだろう、正社員になって残っておけば、と思うが、先生のお話には共鳴できた。労働人口が減っても、そういう方たちを全員正社員にするほど豊かではないが、そうしないと女性の地位は上がっていかないだろうと思った。

会 長 : 男女雇用機会均等法は、男女の、職に就く機会を均等化するもので、機会は広げるけれど、就業の条件・雇用関係を平等にしていくところまでは踏み込めていないので、委員がお話しになったように、実際の現場は非正規の人が支えていて、非正規の人がいないとその職場自体が成り立たないような、非常にいびつな形になっており、会社的にはその支えがないとやっていけない仕組みになっている。少子化で労働力が減ってくる時の対応策を、他の先進国と比べると、他の先進国は外国人労働者をちゃんと入れて、若い世代のいないところを埋めるということをしているが、日本は外国人労働者の受入れについて積極的ではないので、外国人労働者で埋められないということになっている。それで、女性で何とかしましょう、ということが、大きな構造としてはあるのだと思う。女性が十分働ける社会にしていくということと、社会全体として働

き手が必要ということがうまく調和が取れるかどうかは、非常に難しい課題である。とりあえずは、男女雇用機会均等法を改正していかないと、一所懸命働いている女性が、いい職・労働条件で働けない社会になっている。

委員：保育園の経営者としては、少数である男性の働きについてどうお考えか。

委員：最近よく感じるのは、正規社員は残業して当たり前、たくさん仕事を抱えて遅くまで仕事をしないと正規として残れない。定時で帰るには非正規雇用しか道がないというように、社会が二極分化しているところがある。保育園利用者は圧倒的に常勤。常勤でないと待機児童も入れない世の中で、お母さんも正規職員ということは、遅くまで帰れないから、子どもを遅くまで預かれ、2時間延長、4時間延長をやれ、という話になってくる。日本の労働政策として、女性の社会進出を後押しするという事は、良いことだし、当たり前のことだと思うが、女性の社会進出がイコール長時間労働につながるとか、正規雇用イコール長時間労働が当たり前みたいな実態がある。そこを改善して、17時以降は誰もが自分の時間を楽めめるような働き方の社会にしていけないと、全てが解決していかないのでないかと思う。子育ての問題も、男女共同参画社会の実現にしても、正規雇用で残るためには、お母さんは遅くまで仕事をしなければいけない、そうなったら子どもはどうするか。だから、子どもを産めないとか、だから、正規で残らないで非正規で働かざるを得ない、といったようにどんどん社会がゆがんでいく気がする。この問題を根本的に解決するためには、日本の働き方そのものを、正規、非正規に関わらず残業しなくていい社会、残業がないのが当たり前の社会にしていけないと、どんどん悪いほうに転がっていく気がする。そのしわ寄せが、老人と子どもにいき、どこか預かれ、長い時間預かれ、というような方向に論議がいつていることが嫌だなと思う。

委員：M字カーブの問題で、個人の人生において、いつを山にするかというのは、選択の余地というのを考えるところ。青山先生のお話を伺っていてすごく感じたのは、日本人の平均的な女性の人生は長い。むしろ、そんなに焦って考えることをしなくても、2回目のM字の山が来る世代を多様化して見ていくというか、そういう社会のあり方があってもいいのではないかということ。一つは定年のあり方。日本は長寿健康社会であり、高齢者の勢力も考えて、M字カーブ問題の是正の仕方を、もっと大らかにしてはどうか。子育て期間に働かなくてもいいのではないかと考えているお母さん方もいると思うし、仕事と両立してやりたいという人もいるかもしれない。むしろ2回目の山が来る世代にもっと重点を置いて、活躍を考えられる社会があったらいいのではないかと考えた。

委員：正規社員の労働が過剰になっている要因には、核家族化がある。昔は何世代も1つの家に住んでいて、子どもを遅くまで保育園に預けなくても家で両親がみて、若い世代が働けるというような仕組みがあった。その辺が狂ってきて、社会が悪い方向に向かっていると思うが、一方、女性の進出は、その時代にはなかった。女性が活躍するとなると、どうしても家のことを男性に一所懸命やっていたかかないと無理だが、そういう話はあまり出てこないで、女性活躍イコール男性の家庭での参加・協力という分野ももう少し広めていけば、バランスの取れた社会になるのではないかという気がする。

委員：私は家庭にしかいなかったもので、夫が定年後は家庭にしっかり参画してくれて、夫の理解があるからこうして出てこられると思う。お金を得て、雇用されて仕事をするだけが女性の仕事とは思わないですっと来ているので、子どもたちには「それだけ出たら、お金の換算するとすごい給料になるのでは？」と言われるくらい今は出かけている。お金は入ってこないが、社会に自分が参加しているという気持ちはすごくあるので、それはそれでいいのかなと過ごしている。

委員：資料を読んで、「女性が輝く社会」という題名で、身近な、周りの人も持っている問題をテーマに、データも含めてお話し下さったようだが、行政や国の政策が、実際に働いている人、働きたい人には、身近なものになっていないということを感じた。データ上の一握りの活躍している女性のことがばかりが報道されて、身近な一般市民のレベルでの認識や浸透は少なく思える。

委員：労働力として、外国人、女性、もう1つは高齢者がいる。私は高齢者の立場だが、自分は退職して、パートナーがフルタイムで働いていて、専業主夫として家事全般・介護をしている。家事・育児・介護を担っているということで、元気な女性の気持ちが分かる気がする。家事・育児、家にまつわることを、敢えてやらなくてもいいかもしれないけれど、やらないと色んなことが回らないので、では、どこまでやるのか。全体を100とすると、ある人は10でやってよしとする、ある人は70、というようにずれがあって、やり方も違う。確かに二人でやれば負担は少なくなる。今の世の中でみれば、ある意味、男性として最先端を走ってきたが、男性も意識してやっていってもらわないと、パートナーに何かあった場合、自分も倒れてしまう。そういったトレーニングが遅れているというか、欠けている。それで、女性にとっても大きな負担を掛けている。ほんのちょっとしたことだと思う。育児でも、奥さんが24時間赤ちゃんをみているのは大変。そのうち、たった30分でもいいから解放してあげると元気になる。困った時のセーフティネットがあれば、みんなが安心して働ける。今一番、女性が困っているのは男性、

特に定年退職した男性をどうしようかということ。能力はあるけれど、ある意味やらせてもらえていない。中にはしたくないという人もいるが、特に今の65歳以上の男性というのは、「男は厨房に入るべからず」「育児は奥さん任せ」という考えが強かった。65歳から、元気だったら80歳位まで、優秀な方で、体も頭も動くという人はたくさんいると思う。そういう人に、大変な仕事は出来ないかもしれないが、一段二段低い、サポートといったところにどんどん使っていく、自ら出かけていく、といった雰囲気づくりが必要ではないか。

会 長 : 委員が男性の自立トレーニングの必要性をまとめにくださったので、次の計画に入れられそうだ。雇用均等関係では国の法律が変わらないといかんとしても、たい問題なので、それ自体は地域での取り組みが難しいが、男性の自立トレーニングというのはあれば有効かと思う。議題1はこれで終了とする。

議題(2) 意見書(案)について

⇒資料3: 意見書(案)

会 長 : 次に、議題2の当審議会としての意見書の提出を行うための案の検討を行う。資料3は、前回の会長メモに、審議会意見を追加し、意見書の形に修正したもの。「はじめに」のところで、小平市の男女共同参画推進条例の第19条に基づき、「第三次小平市男女共同参画推進計画の策定作業の進め方について」意見を述べるもの、と意見書の主旨を定めた。

昨年8月21日に当審議会に向けて、市長から条例の9条2項の規定で、意見を求めるという諮問があった。これは、次の小平市の男女共同参画推進計画の計画素案や計画案について意見をいただきたいということで、来年度、計画を詰めていった段階で、市長の諮問に対して答えるという理解で、諮問への直接の回答ではなく、根拠条文19条の、審議会から意見を述べるということ。

7点を意見書に盛り込もうと考えている。

(1)「小平市男女共同参画推進条例」の7つの理念を踏まえ、領域ごとの重点施策を明確にした計画とすること。これを一番はじめに持ってきた理由は、現行の計画は、条例との関係では変則的な形になっている。計画が10年前に作られ、その後に条例が作られたが、その時点で、計画を修正すべきだったと思う。ところが、そういう作業が一切行われていない。条例に、小平市はこういう形で男女共同参画に取り組みます、という7つの理念が掲げているが、それをしっかり受け止めて作る計画としては、次の計画が初めての計画となる。条例を大事にする意味でもきちんとしたほうがいいので、一番目とした。

(2) 計画改定の中身を作る上で、しっかり受けとめ、参照して欲しいものは3つあるということ。1つは内閣府の第4次男女共同参画基本計画。この審議会としても力を入れた市民意識・実態調査の結果。そして、ジェンダー統計指数という言い方をしたが、地域で男女共同参画という視点に立った時に、例えば子育て中の核家族世帯がどのくらいいるか、三世代同居の世帯がどのくらいか、市民の状況を具体的に掴む上で、意識調査も大事だが、統計数字が客観的に示すものもとても大事なので、市は統計書を毎年作っているが、いくつかの点について加工して、男女共同参画の視点からデータを作るともっと良いものになる。

(3) 現場の実状把握と市の各種計画の整合性により、実効性が高い計画とすること。現場の実状把握では、市役所内のそれぞれの政策担当者の現場の実状を受けとめる。そして、市民の当事者が、どういう困難や希望を持っているのかという意味での市民当事者の現場の声を受け止める。市は今、市民協働型で様々な課題に取り組んでいるので、男女共同参画についても、協働型で取り組んでいる現場の把握をする。男女共同参画の計画は、全ての政策領域で1つの視点、筋として入っているべきものなので、長期総合計画、それから高齢者福祉計画、介護計画をはじめとして、他の計画とも連動しなければいけないので、その辺の整合性を踏まえる。

(4) この審議会の役割の1つとして、毎年の実績報告書を作成する段階で、もう少しこういった点を加えたらどうか、書きぶりを変えてみてはどうか、分かりやすいものへということをしてきた。三歩くらい前進したと思うが、他の自治体では男女共同参画推進計画の評価の面をどのように行っているかを調べてみると、審議会に評価部会を置いていて、現場が提出した実績について、何故そうなっているかを審議会が独自に調べ、進んでいないのはこういう理由なんじゃないか、こうはやれないのか、ここは進んでいてこういう成果があがっていることは評価できる、というような形で、評価作業を行っている。これが、計画をより促進する上では大事なことだと思う。PDCAサイクルというのが行政の進め方として言われるが、審議会独自の評価の仕組みを入れることも含めて検討いただきたいということ。

(5) 実施体制、推進体制の一層の充実ということ。平成26年度に、男女共同参画推進本部と男女共同参画推進委員会が設置されて、推進体制が強化されたことは、大変喜ばしいことだと書いた。男女共同参画センターについては、実施体制面、機能面の充実とか、市民協働型の実施体制の導入という視野を持ったかどうかということ。予算措置をしっかりと専任スタッフがいるような男女共同参画センターは実現しないかもしれないが、厳しい行財政事情の中でも、一層の充実について工夫がみられるものにしてほしいということ。

(6) 来期の計画策定過程への市民の参画と、協働型の計画立案を行うという

こと。政策担当者や市民の当事者からの意見聴取や市民との懇談会を開催すること。素案の段階でパブリック・コメントを行うので、それを形だけにしておくのではなく、活用する形で行政と市民が協働型の計画立案をしていくことを望む。

(7) 実効性と展望性のある計画を作るために、十分な情報提供と、課題理解を深めた上での審議会の審議が必要だということ。この課題は、基礎的な知識や、現場の実状に対する理解も必要で、相互討論も大事になる。正規の審議会以外に、学習会等の時間をとっていただき、引き続き、今期行ってきたような審議会を継続して欲しい。

以上、7つに整理して、来期に、是非充実した計画を策定して欲しいという意見の案です。大きな項目、細かい点でもご意見をいただいて完成させたいと思う。

委員 : (1) と (2) の関係がよく分からないのだが。

会長 : (1) は、条例があるのと無いのとでは、どう違うかということだが、条例は市にとって重いもので、男女共同参画推進の基本法があるが、地方分権の時代なので、基本的に自治体の地域状況に照らした判断が必要なものについては、自治体独自の判断で条例を作ってやってくださいと、個々の地域が具体的にどう取り組むかについては条例に任せるのが基本になっている。多摩地区でも男女共同参画の条例がない市がまだある。小平市でどういう取り組みをするかについては、条例の規定が基本になるということをまず抑えるべきなので、1つ目に持ってきた。

(2) は、法的な拘束力のないものなので、中身を作っていく上で資料的には国の基本計画を尊重するが、地域的には取り組めないというものもあるので、2つに分けた。条例に基づいて計画を作るもので、この審議会も条例の規定で成り立っていて、それで市長に意見が言える。

7項目を離れた意見でも構わないので、他に意見はないか。

委員 : 様々な判断があると思うが、感覚的に男女共同参画を良しとする人たちにとっては少しずつ良い方向に動いているのかなと思う。進めていこうという考えや、そうでないという人もいる。両方の方々が、「男女共同参画」という言葉を前面に出さなくても、こういったことをしたら、よりみんなが住みやすくなる、働きやすくなる、よりよい社会になるかなというところで、自分たちが出来ること、小平市がすぐ出来ることで思いつくことはないか。身近なところで、あるといいかな、ここが遅れている、そういったもので気が付いたものがあれば。私は、特に60歳以上で定年退職された熟年男性の活動。自分の趣味というこ

ともあると思うが、自分にも役立つ、更に地域にも役立つことへの積極的な参加ということが、今後の計画の中に盛り込めるといいのではないかと思う。

委員 : アクティブプラン21の9ページに、前期の審議委員の言葉があって分かりやすいが、この意見書(案)は難しい。同様に、提言として計画に載るのか。

会長 : 計画には載らない。載せてもいいが、今回の意見書は、計画の中身は次の審議会が十分検討されるだろうということで、中身に踏み込んでいない。従って、委員の出された熟年世代の男性のこと、男女共同参画について十分検討してはどうかということは書きこまない。議事録に残しておいて、申し送るということになる。今回はあくまで、次期の審議会の中身を検討するので、検討方法等で、この審議会が市長に申し上げておいたほうが、審議会がやりやすくなるだろうということを並べている。

委員 : 策定作業の進め方について意見を述べているが、私たちは2年間勉強してきたので分かるのであって、おそらく次の審議会の委員は、これを読んでも、これを踏まえて審議することが出来るか、ちょっと難しいという印象。まとめた意見というのは必要で、2年間分の資料を読んで、踏まえた上で審議してというのは正しいと思うが、難しいのではないか。

会長 : 原案を作った時はもう少し砕いた表現だったが、行政らしくなかった。委員がおっしゃられたことはそのとおりなので、来期の委員への意見書の解説が必要ではないかと受け止めた。

委員 : 前回の会議要録を見れば分かるのではないかと、個人的に思う。

委員 : 条例は小平市にとって重要な骨子なると思うが、今後、政府が「男女共同参画」という言葉をあまり使わない社会にシフトしていった場合、この条例は名前を改定すべきなのか。意味や目指すべきところは同じだが、「男女共同参画」という言葉を使っていると、いつまでも全ての人が活躍することが出来るというところにダイレクトにいかなくなってしまう、政府がこの言葉をあまり使わないような流れに変えていった場合、この条例は名前を変更するのだろうか、と疑問に思ったので、この条例を解釈するための資料が必要なのかな、と思った。

会長 : 小平市と小平の地域社会が、男女共同参画、男女平等、女性の差別がないとか、そういう視点に立った時に、どういう社会が望ましいのかについて、議論の結

果として条例の目指す方向、キーワードが変わっていくということは政策なので、十分あり得るということは言える。ただ、日野市のように「男女平等条例」という、共同参画の基本法が出来る前に条例を作っていた市もあって、ずっと「平等」で「参画」を使わずに大切にしている所もある。「平等」を取ったり、「参画」を取ることが簡単に出来るのか社会状況を見た時に、そういうところも議論になってくる。

委員：時代と共に解釈の仕方というのは、変えようと思えば変えられると思う。次の計画を考える段階で検討すればいいことだが、変えてはならない、これはこう置き換えられるということをごどこかに明記しておかないと、また始めからやり直さなければならない。また始めから説明し直さなければならないというところがあると、ずっと入っていけない部分があるのではないかと心配。

事務局：当初は、婦人問題という言葉から始まって変化してきているので、社会の認識がどうかによって変わることはある。条例も改正できるものである。現在、条例、計画も男女共同参画という言葉を使っているが、毎年度作っている予算に伴う事業名は男女平等推進事業である。平成28年度予算を考える時に、新しい計画も始まるし、条例、法律、国の計画で「男女共同参画」という言葉を平成32年までに100%浸透させようという数値目標が掲げられたので、事業名を変えることとした。用語は、国も使っていて、どのくらい浸透して、市民の皆様にも身近になってきたかどうかということを考えながら、変更となれば、条例は議会にはかるので、提案していくという流れになる。

会長：条例の充実が課題になると思う。もっといろんな取り組みが進んでいったときに、こういったものも入れたらどうかという話があって、遠い将来に廃止とか必要がなくなったとか、なかなか変えるのは難しい課題の1つだと思う。30年サイクルぐらいでしか前進しないものではないかという気がする。

委員：教育の問題があり、三世代たたないと変わらないものがある。家庭の中で、おじいちゃん、おばあちゃん、自分、子どもたちがいる。おじいちゃんおばあちゃん世代は、今の男女共同参画の考えは理解しているが、実際に家庭で育った内容というのは、性別役割分担なので、それが当たり前だと思っている。一方で、教育とか社会の流れの中で、そういったものだけではない社会との関わりが分かる。そうすると、子どもたちにその影響が出る。二世代だから50年かかるかなと思う。

会 長 : 意見書そのものについてはいかがか。

委 員 : (4) 計画実施段階での各年度の実施報告に加えて、審議会の評価作業による、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルの手法の検討を行うことだが、条例に、この審議会に対し、男女共同参画施策の実施状況について報告することがうたわれていて、審議することが前提の審議会であるし、計画であると思うので、わざわざ意見書に入れる必要があったのか。

会 長 : 事務局からも小平市の計画に対する評価作業をどの程度取り組んでいるかについて説明をいただいたほうがいいかと思うが、伺った限りでは、計画を担当している審議会で、評価作業を行っている事例はないそうです。それで、手法の検討を行うことと書いてあるのは、必ずすることと書いてしまうと、実状に照らして強力すぎるので、次期の審議会で相談しましょう、ということが主旨。おっしゃられるように、実施状況に関することは推進状況調査報告書を事務局と一緒に作成・完成させ、あれでやっているともいえるが、ここでの評価作業というのは、いわば、行政本体とは別に審議会の部会で、別の外部の目できっちりするという作業で、本当はそれがあったほうがいいということ。

事務局 : 今までそういうやり方は取っていなかったが、市では市民協働ということに重点が置かれているので、様々な手法で市民の方の意見を聞くということで、今回残している。推進状況報告書への確認を毎年度やっていただいているが、タイミングが適切だったかどうか、その点も含めて、来年度以降、新しい計画が出来た後の検証方法ということになるが、方法も検証していくこととしたい。

委 員 : 平成25年度の推進状況報告について審議を行った時に、非常に比較がしづらい、前年度と同じ事業を実施した、実施しなかった、としか書いてなくて、これでは見て比べようがないということで、前年度実績も全部並べて書いて、これだけ見れば比較検討が出来る形に変えた。そういうことはやって来たと思う。評価してこなかったわけでも、中身の検討をしなかったわけでもない。

会 長 : その作業は、ここでいっている作業とは違う。いままでの作業は、行政自身がちゃんとした推進状況報告書を作る上で、その時に、どういう工夫をしたらいい、ということに意見し、お手伝いをしたということになる。他市の審議会の評価部会で行われている作業は、それとは別で、例えば、計画の柱に、ワーク・ライフ・バランス、男性の自立を促す事業が5つあり、そのうち3つは進んでいるけれど、2つは進んでいない。そうしたら、進んでいない2つの担当課に

評価部会の委員がヒアリングに行く。予算がついてない場合もあれば、人がいない問題、お金がない問題、庁内の理解が進んでいない問題なのか、ちょっと公にして欲しくない事情などが話してもらえるかもしれない。PRが不足している話なのか、企画が十分に練られていないから市民にとって魅力的ではないのか、ということをはっきりさせ、発表するのが、審議会のほうの評価作業。これは、現場的には嫌な性格であるかもしれないが、きちんとした作業が行われている場合には、最終的には現場も納得して有難がってくれるのが普通な面が多い。進んでいない場合は、うまく進んでいないだけの理由があるので、そこをどう是正するのかという話になる。条件もあってお金もあるのにさぼっていたのであれば、「何をやっているんだ」という話になるが、そうでないことも多く、現場の立場に立って、こことここを是正すべきだということをいってもらえるので、現場的にも最終的には評価作業を納得してもらえることが多いのではないか。

委員：毎年の推進状況報告書が出来る前には、この審議会にかけて、実施状況に対する評価・意見を出し、審議会でどういう意見が出たとか、どんな評価が出たかが載せられているわけで、評価の仕組みも、評価も実際にしてきたのに、ここで「手法の検討を行うこと」とあると、評価してなかった、やってきたことを否定しているように見える。

会長：そこのところは、2行ぐらい加えることは賛成。実績評価作業的なものを当審議会ですべて加えることはいいと思う。現在の推進状況報告書でも、意見はたしかに書いてあるが、現場に行ってヒアリングして、調べたわけではないので、鋭いことを言えない。審議会が独自に評価するということは、「どうしてですか」とヒアリングに行って、「こうなっているんだ」、「条例が悪いですね」とか、「お金がないんですね」とか、「人がいないんですね」ということまで調べること。

委員：子ども・子育て審議会が子ども・子育て支援計画を立てた時に、支援計画の内容について、関係部署の課長クラスが全部審議会に来て、それぞれの係長が内容を説明することをやったが、そういう会議を1回、もしくは推進状況報告をする審議会の時に、その部署の人たちに意見を聞く必要があるのではないか。今までは、担当課の部署の人たちだけがいて、「よくわからないから聞いておきます」で終わっていたので。この推進状況報告書を作る前段の審議会には、各担当部署の、質問をされたら答えられる人に話を聞けるような審議会を持てばよかったのか。

会 長 : 評価部会の作業に近い作業だと思う。ただ、部会にしないと審議会自体の開催回数が増えすぎてしまう。

委 員 : アクティブプラン21の時も、審議会で確認して、印刷に出されたはずだから、前段での審議会の時に、その担当部署の人に来てもらって、担当課に直接聴ける状況を作れば、部会を設けなくても、本体の中で評価は出来るのではないか。

会 長 : 現在の推進状況報告書はあくまでも行政本体がまとめるもので、担当課の作業としてとりまとめが行われて、推進本部で了承する際に審議会がお手伝いしているという形に、公式にはなっている。その形の中で、実績にどこまで現場の声を反映して、ということだったら、委員のおっしゃった話でいく話。
ここで提案していることは、計画を本当に充分推進しているかどうかを行政の立場ではなく、市民の立場でどう進んだ、どう進まなかったかを判断する、審議会の評価作業になる。部会を作る、作らないは別の問題だが、審議会として評価する。計画をより推進していくためには、審議会という行政の当事者ではないところが「これは出来た」「これは出来ない」、出来ないのであれば、どうしてかということ調べて、こうじゃないか、改善したらどうか、という形の仕組みを作るということ。仕組み的には両方あったほうがよい、という意味なので、ここをもう少し明確になるようにする。

委 員 : (3)の現場の実状把握と市の各種計画の整合性により、実効性が高い計画とする。というところの説明に、様々な現場の実状の把握及び、現場からの展望を受け止めることと書いてあるが、これは審議委員会委員が把握して展望を受け止めるということかと思う。実状把握といっても、推進本部での話の内容がわかっていない。推進本部が出来て、今どんなことが問題になっているのか、市でどんな課題が挙げられているのか、政策担当者の現場の声は、推進状況報告書でしか分からないので、評価作業とは別の、実状の把握の上でも、把握が出来ない状態だと思う。来年度は把握できるようなシステム・場を審議会でも作らないと良い計画は出来ないのかと思った。

会 長 : 仕組みの理想としては、計画を作る段階で計画部会があつて、事務局と一緒に大事な現場に行ったり、ヒアリングをしたり、審議会本体に報告したりするのが一番望ましいと思う。ただ、予算の制約があつて、この審議会にいくらのお金がかけるかという問題と、そこまでだと委員の数自体を増やさなくてはいけないので、それは出来ない。部会があるところだと、委員が15人はいて、そのうちの5人~7人くらいが部会の委員をしている。小平市は10人しかい

ないので、全員が部会員になってしまい、現実的ではないことと、回数が増えるので予算も増えるし、部会が運営できるだけの委員のスタッフの確保ができない。工夫になると思う。実際の作業のところを、業者にお願いすると思うが、具体的な作業で、力を入れるポイントをいくつか柱建てし、事務局と審議会の委員が、是非この現場については直接話を聞きたいということになれば、そこに関わる事業については審議会に担当者が来てもらうか、こちらから出向くか、充実を図れるかな、と。本当は計画部会を作ってしまうのがすっきりしていて、どんどんヒアリングしたり、資料を出してもらえばいいが、そこまで出来ないなので、実質的にここが出来るように書いてある。

委員：(4)についても私たちもやってきたけど、来期もやって欲しい、ということですよ。

会長：計画を作る段階のことは(3)に実状に合わせて書いてある。

委員：(3)現場からの展望を受け止める作業に努める、というのは審議会が努めるということか。

会長：審議会も努めるけれど、審議会の委員そのものがどの程度それをするのかは別で、事務局ないし、作業の受託業者もいるので、代わりにやって報告するかもしれない、ということが含まれている。

委員：違う意味で取っていた。計画策定作業の進め方について意見を述べるといことで、審議会そのものがではなく、策定作業をする上でこうして欲しい、という意見だと思った。

会長：審議会も努めるし、行政自身も努めるということ。

委員：意見書の宛名は市長ですよ。市長に対して、こうして欲しい、という意見書なのだから、市長に対して審議会がこうして欲しいという意見書はおかしいのではないか。

委員：諮問機関なので、市長に対して意見が出来るから、私たちもやるけど、そちらもそうして欲しい、という言い方のほうがよいのでは。

委員：次の審議会に対する申し送り状だったら、次の審議会もこういうことに努めて

欲しい、という内容が含まれるのは分かるが、あくまでも市長に対する意見書であるとすれば、市長に「次の計画ではこういうことに配慮して欲しい、こういうことを考えて欲しい」ということだと思う。

会 長 : 基本的な質問だが、計画は市が作るのか、審議会が作るものか。

委 員 : 市が作るもの。

会 長 : (3) 実効性の高い計画を市が作るわけで、現場からの展望を受け止める作業をするのも、最終的には市がどのようにするという話になる。

委 員 : 審議会が展望を受け止めるという話だったので、そうかと思ってしまった。

会 長 : 審議会も当然展望を受け止める。ここが難しいのは、小平市の場合は、計画の実質的なことは審議会作業で作っているというところがある。市によってはやり方が相当違って、考え方を審議会が作って、具体的な中身は行政本体が作るということで、計画を作らせてくれないところもある。小平市は計画と一緒に作る体制になっているので、どちらでも取れるような書き方になっている。

委 員 : 審議会が作るか。

事務局 : 審議会の意見を聞いて、市が作ります。

会 長 : 最終的には市が作るのである。

委 員 : あくまで作るのは市ですね。そこのところが、審議会が作るという言い方をされると、話がずれてしまうと思う。あくまで作るのは市であって、作る過程や中身について意見をするのが審議会だと思うのだが。

委 員 : 最初の説明の時にもそうあったので、そういうふうに思ってきたが、この書き方だと、他の人が説明なしで見た場合、次の審議会委員がこれを読んだ時に、自分たちについて言われているとは思わない。自分たちは市の諮問機関だが、市が受け止めて、やってくれて、その上で計画を審議すると思う。

(3)(4)も、審議会もやるけれど、市もやった上で実効性が高い計画を作って欲しい。PDCAサイクルの手法も検討してきたので、市も検討して欲しいという書き方でないとわからない。

会 長 : 市長に向けた意見なので、(3)は、市が計画を策定する上で、実状把握を行って、実効性が高い計画を作ってください、と書いている。次に出来た審議会が、その作業分担というか、連携作業的にどの程度のことをするのかは、次の審議会が決めることなので、この意見書自体では何もっていない。

(4)は、次の計画を作っていく時に、次の計画を評価する仕組みを審議会にも持って行ったほうがいいのではないかと思います、そうしたほうがいいのかどうか自体を検討してくださいと書いてある。だから、次の審議会で、評価部会を必ず作りなさいとは書いていない。作ること自体は、他の自治体の良い作業を見るといいと思うが、そう出来るためには、人的なスタッフの問題とか、小平市における審議会の役割をどう考えるかとか、予算の問題とか、委員がそれを引き受けられるのかとか、様々なことを兼ね備えないと現実化しないので、そのこと自体を検討してください、としている。

委 員 : それは分かるが、ここでの論点となっているのは、審議会に向けての文言になっている、審議会に向けての文章も入っていること。

会 長 : 審議会のあり方は市が決めるものなので、そういう意味がある。

委 員 : 最初の文章に、本審議会そのものが市の諮問機関であるということが前提だが、『『推進に向けて審議の充実を図ってきました。市長に策定作業の進め方について』意見を述べるものです』とあり、審議会のあり方そのものを含めての進め方、という意味ですよね。その意識が今までなかった。この文章からすると、審議会そのもののあり方・進め方も市長に検討して欲しい、と言っているということですね。そうすると、審議会が審議会について意見を述べるということが、おかしいというか、本審議会が市長に言っているのだから、はじめからの流れで見ると、(3)は審議会そのものが入っているとは考えにくい。

会 長 : 審議会は条例に基づいて行っている。

委 員 : 審議をするということは定められているが、どういように審議するということは定められていないので、そこに関しては次の審議会、もしくは審議会の会長がこういう手法を使って、こういう進め方で審議会を進めていきたいということを宣言というか、舵取りすればいいと思うので、意見を具申することではないような気がする。

委 員 : 市長に言ってもいいけど、市長がそこから先に審議会に「こうして欲しい、審

議会にも言って欲しい」ということを入れればいいのではないか。市長だけに言っているので、市長も審議会も管理管轄されていて、審議会にもこの流れを伝えて欲しい、ということが入ると意見書としていいのではないか。

委員 : (4) は、意見だけではなく、審議会にこの点についての答えを返して下さいということにならないか。

会長 : これについても、意見なので、市長がどう受け止めて、どれだけ実現するかはあくまで市長の判断。審議会の意見書というのは、ちゃんとした根拠があれば、全て実行しませんということも十分あり得る。国の審議会でもいくらでもある。審議会の意見がまったく行政の施策にならないことがいくらでもある。

委員 : はじめには、推進計画を作るにあたってこうしたほうがいい、という書き始めで、よく読むと審議会そのもののあり方についてもこうしたほうがいいという意見書になっている。最後のところにまとまっている、計画を作るにあたってはこうして欲しいし、審議会もこうして欲しいということが最初に書いてあれば、流れとしてはおかしくないと思うが。

会長 : 計画を作る上では、行政が、審議会も含めてやることなので、それをどう進めるかという大きなところを書くのが筋。

事務局 : 平成29年度から、新しい計画に沿って、毎年の実績、進捗状況を報告していくことになるが、今までの計画では108事業あるので、こういう報告書のつくりになっている。事業が網羅的に全部入ってしまっているので、次の計画では、26年度の学習会でも、もう少し絞って重点を置いたほうがいいのではないかというご意見もいただいた。そういったことも考えながら、重点事業を作り、重点的に評価していくという方法も有りだと思っている。実績評価をどのように行っていくかも計画の中には入れるので、(4)に実績評価の仕方が書いてあっても、計画書の中身であるのでおかしくはない。各市様々なやり方をされていて、審議会の部会が市の評価書とは別に評価書を作成して発行するという市もある。そういった方法を検討するというご提案をいただいて、小平市がどうするかは来年度考えていくが、流れとしては、作り方、出来た後の評価の仕方、実施するための推進体制というのは、計画の目次の流れに沿っているので、(4)に、来期の審議会のことが書かれるということは有りだということで進めていただきたい。

委員：意見書の内容について説明の時間を設けて欲しい。

委員：審議会が計画をチェックしていく実施方法というのは確立されていないということか。

会長：研究者として言えば、評価作業を第三者的などところが行うことは、既に手法的にも相当確立されていて、導入している市はいくらでもある。小平市はその辺について導入が遅れている。遅れているだけの理由が様々あるので、穏やかに書いてあるということ。

事務局：小平市としては、様々な計画の進捗状況を、10月までに公表するというルールに則って行っている。その過程で、審議会にはきちんと評価していただいている。別の方法で行っている市もあり、その方法のご提案もいただいたということで受け止めている。

会長：お金がない時代、人も少ない時代に、何をするかを相当議論して、絞った計画にしたほうが市全体としてもよい。絞ってこれをやると決めたら、きっちりやる。出来ないのであれば原因を調べて、出来る条件を作ったほうがいいので、評価作業はとても大事。そういう意味でも評価の仕組みは導入していったほうがよい。だから、この審議会でも考えましょう、と穏やかに書いた。

1つだけ書き加えたほうが良いと思うことがあって、それは前回委員から指摘されたことで、計画に書かれたことは誰にとって意味があり、誰にとって役立つことなのかを、もう少し分かりやすく書いてあったほうが良いのではないかという趣旨のことを発言されたと思う。計画は、行政として「これはこういうふうにはちゃんとやります」という約束の部分があるので、その辺の部分で厳密に書こうとする傾向がある。そうしないと、責任が明確にならないので、事業名などをそのまま持ってくると固い文章になってしまう。市民レベルでみると、行政用語で書かれていて、とても分かりにくく、いったい誰のために、誰に何をやってくれるのか分からないというのは当然だと思う。その点を留意して欲しいということを一項目入れようと思う。

その他に、例えば、「一歳の子どもを明日だけ預かって欲しい」ということがあったとして、市役所のホームページに書き込むと、「こことここが相談に乗ってくれる」とか、「明日預かってくれそうな保育園に頼むにはここに行って下さい」ということがパッと出るようなことが出来るといいと思うが、そういうことに繋がるような工夫を書けるといいと思う。事務局に相談していきいたいと思う。以上で検討作業は終了ということで、文章を取りまとめる。

それでは、意見書についての議題は終了する。3月中旬に市長に、会長と副会長で意見書を手渡すので、それまでに完成させる。

今日が今年度最後の審議会ということで、最後に皆さんから一言ずつ感想や、今後への期待をお願いしたい。

委員：審議会委員をお受けして、思いのほか審議会の回数も多くて、調整が大変だったが、逆に2年間とても充実していた気がする。恥ずかしながら、ジェンダーなどの言葉すら知らなくて、最初のころはつらかったが、東松山市での女性フォーラムに参加したり、学習会や審議会を通して、少しずつではあるが男女共同参画の必要性の理解が出来てきたので、本当に有意義な2年間だった。意見交換が活発にできた意見書だが、市長に対する意見書はあまりないと聞いているので、意見書が出来たのも審議会の集大成だと思うし、画期的なことなので、この2年間関わることができて個人的には良かったと思っている。

委員：審議会といっても色んな形があるなということを思った2年間だった。審議会というのは、市民が、市民感覚で行政の事業に対して意見を述べたり、答申をしたりするものだと思う。計画そのものを作るのだと最初に会長に言われた時に、非常に面喰って、そんな審議会ってあるの？と、いまだに思うところもある。行政計画というのは、最終的には行政マンでないと、どの仕事をどの課がやっているかも分からない中で、計画を作れと言われてもとても作れるわけがないので、そこまで関わるということが果たして出来るのか、というのが素直な感想。今度の計画は業者も入ってやるということなので、連携してやれば可能なのかも…というところ。

委員：この2年間、委員の皆さんにはたくさん教えていただき、ありがとうございました。審議会の意見で、行政としてどの程度変わるものなのか、半信半疑で参加させていただいたが、推進状況報告書の書き方ひとつとっても変えられたものがあつたので、それは驚きだった。担当課の名前が市民協働とついたので、そのところを、機会があつたらお聞きしたいと思う。この意見書の中にも協働型と出てくるが、そのキャパが見えてこないの、審議会の仕事が増えてくるのか、狭まってくるのか、余計なことは言っちゃいけないのか、取り方が市民協働の概念がどうなのかというところを見ていきたい。

委員：初めて審議会委員というものになった。毎回審議会が近くなると資料が送られてきて、読んで理解するのも私の中では大変だったし、男女共同参画という内容についても、この審議会ですべてと勉強させていただいて大変勉強になったが、

勉強すればするほど奥が深く、幅も広く、海の中のような感じで、少し分かってくれば分かってくるだけ分からなくなってくる感じで、毎回、審議会の前は緊張していた。色んな審議会があって、この審議会はちょっと違うような感じが皆さんの話を聞いていてあるが、2年間、色んな意見を交換して充実していたと思う。

委員：寿退社をして、15年間ほど専業主婦をしていて、社会に対して全く興味がなく、審議会委員の申し込みで作文を書くときに、初めて社会に目を向けた。作文に書いた内容は、私たちの子どもの時の出席簿は、男子から始まりその後女子が続くという中で育ったが、子どもが小学校に入ると男女混合の名簿だったことに一番驚いたこと。そこから、私が知らない間に、世の中って女性が活躍する社会になったのだなと本審議会で学んだし、ジェンダー論の講演があったときも、興味深く聞かせていただいた。娘にジェンダー論の話をしたりと、興味をもって聞いてくれて、「絶対仕事は辞めない。寿退社は間違っている。お母さん、子どもの面倒を見てね」と言われている。今の子どもは現実的なことも考えているので、私もそれが一番いいと思う。私は核家族に育ってしまったので、娘と一緒に住みたいと思っている。こういう社会であれば、大きな会社、国も変わっていくし、こういう審議会があったからこそ、15年知らない間に、社会は変わっていたんだなということを改めて思った。この2年間、この審議会に参加して色々勉強できたことをありがたく思っている。

委員：一言でいうと良かった。男女共同参画について、性別・年齢・キャリアも異なる、若い女性も含めて、様々な方のお話を聞かせていただき、また、自分の話を聞いていただいたところが非常に良かった。理由の1つには、会長・事務局が、内藤先生や青山先生の学習会を開いてくださったり、色んな講演会を薦めて下さったり、様々な機会に参加することで、新しい考え方を幅広く知ることが出来たこと。もう1つは、審議会で、会長が「立場がそれぞれ違うので、それぞれの立場で、自分が考えていることをお話ししてください」と、非常に個人を尊重して下さり、審議会、学習会で、一人一人の発言を平等に扱ってくれたことです。

委員：市の方の仕事量が多いと感じている。女性の職員も、メールや電話が夜10時過ぎてくることや土日に来ることもある。これからこういう働き方をしようと提案を出している市の職員がそういう働き方をしているというのは、市民として心配だし、その部分の改善も必要ではないか。それが分かったのがすごく良かったが、もう少し、公務員がそこを改善できたらいいという意見を持った。

会 長 : この男女共同参画の審議会の会長に研究者がなる場合は、ジェンダー論の専門の方が就任することが普通だが、様々な経緯で引き受けることになった。学習会を開催したのは、「男女共同参画」を検討する上では、女性差別撤廃条例や男女共同参画基本法や市の条例についての理解が必要と考えたからです。皆さんのご理解とご協力に感謝します。

委員がおっしゃった面もあって、もっと深刻に、公務員が従事すべきことは何なのか絞りこんだほうがいい。仕事を絞って充実した形でやっていただいたほうがいい。もっと市民国民が合意して、もっと税金をしっかりと納めて、今の二倍くらいの税をかけて、やりましょうという選択が出来るのであれば、話は別になるが、市の職員も仕事が過剰な中で審議会の事務局をやってくださっている。委員と事務局の積極的な取り組みで活発な議論ができたことに、会長として感謝を申し上げます。

(部長あいさつ)

事務局 : 会長のご提案で、第3回の学習会を3月5日土曜日、午前10時から場所は男女共同参画センター“ひらく”で予定している。講師は、芝浦工業大学の内藤先生をお願いしている。テーマはまだ仮のテーマだが、「国の第4次男女共同参画基本計画の重点と、実効性のある市計画のあり方」ということで考えている。学習会については自主参加なので、ご都合のつく方をご参加願います。

会 長 : 以上で第6回審議会を終了とする。